燕市報道資料

Tsubame City 燕　市

令和８年１１月２７日

市税等の滞納処分執行停止通知の未実施について

燕市では、地方税法等に基づく市税等の滞納処分の執行停止に係る決定通知について、確認可能な令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年で、延べ 1,583 件に通知を行っていなかったことが判明しました。今年度から、法令に基づき執行停止時及び停止取消時の通知を行います。

【市税等の滞納処分執行停止通知の未実施の概要】

市税等を完納されていない方に差し押さえできる財産がないなどの一定の事由がある場合に、差押え等の手続きを停止することがあります。地方税法等では滞納処分の執行を停止した場合は、その旨を滞納者に通知しなければならないと定められています。

他市の同様事案の発表に基づき、市で調査を行ったところ、確認可能な令和３年度から令和７年度までの５か年で延べ 1,583 件分の通知が実施されていないことが１１月２０日に判明しました。

なお、執行停止の決定は適正に行っており、執行停止の効力に影響はありません。

1．件数

年度	件数
令和３年度	263 件
令和４年度	304 件
令和５年度	356 件
令和６年度	351 件
令和７年度	309 件
計	1,583 件

2．通知を行わなかった原因

通知の義務は認識しておりましたが、例年 3 月での事務処理が大量になること及び滞納者が納付義務がなくなったと誤解する恐れがあることから、通知しておりませんでした。

3．今後の対応

法令に基づく適正な事務処理を実施するため、今年度から滞納処分の執行停止時及び停止取消時の通知を行います。

本件についてのお問い合わせ先
市民生活部　収納課：井島
電話：0256－77－8152（直通）